

令和3(2021)年4月1日



令和3(2021)年度新事業

## 柏崎市不育症治療費助成事業のご案内



柏崎市では、不育症治療を希望されるご夫婦（法律婚及び事実婚関係にある者）に対して、不育症治療にかかる費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、安心して治療できるよう支援します。

### 1 対象者

以下の全てを満たす方

- (1) 医療機関で不育症と診断され、治療の必要性が認められた人
- (2) 治療期間及び申請日のいずれにおいても、夫婦（法律婚及び事実婚関係にある者）のいずれか一方又は両方が柏崎市に住所を有していること
- (3) 医療保険各法に基づく被保険者もしくは組合員又は被扶養者

### 2 対象となる経費

- ・不育症と診断するための検査費用
  - ・不育症の診断を受けて行う治療・検査費用
- ※母子健康手帳交付日以後の保険診療の自己負担額は対象外です。  
※入院時の差額ベッド代、食事料、病衣使用料、文書料、その他不育症治療に直接関係のない費用、消費税は対象外です。  
※令和3(2021)年4月1日以降の医療保険適用及び適用外、調剤費が対象です。

### 3 助成額

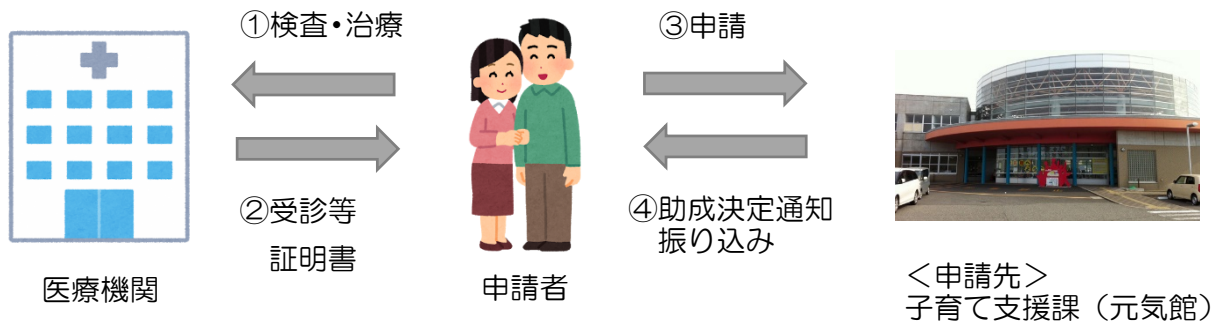
- 1回の治療期間につき、自己負担額の2分の1（上限10万円、1円未満切り捨て）  
※治療期間とは、不育症の診断をするための検査または治療を開始した日から、不育症治療による出産又は、流産、死産の日又は医師の判断により終了した日まで

### 4 申請期限

治療終了日	申請期限
令和3(2021)年4月1日～ 令和3(2021)年10月30日	6か月以内
令和3(2021)年10月31日～ 令和4(2022)年3月31日	令和4(2022)年4月30日

※令和3(2021)年度の申請は、令和4(2022)年5月1日以降できません。

## 5 手続きの流れ



## 6 必要書類

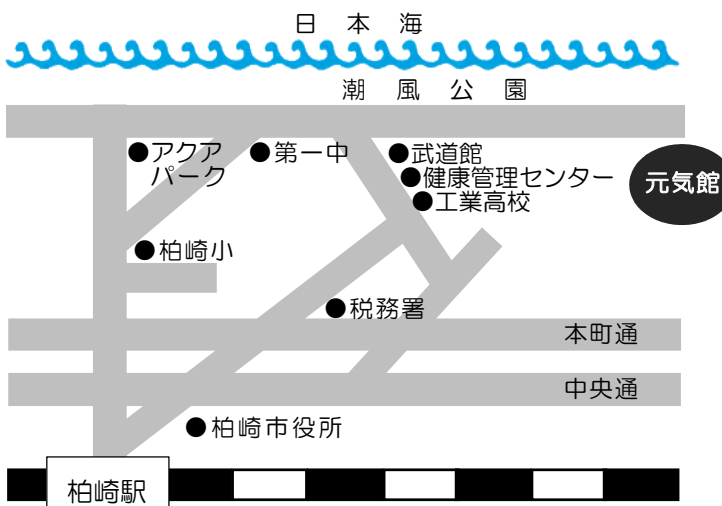
- (1) 柏崎市不育症治療費助成事業申請書＊
  - (2) 柏崎市不育症治療費助成事業受診等証明書＊
  - (3) 不育症治療を受けた医療機関が発行する領収書、診療明細書
  - (4) 婚姻関係の確認にかかわるもの  
法律婚の場合：両人の戸籍謄本  
事実婚の場合：両人の戸籍謄本及び住民票、事実婚に関する申立書＊
  - (5) 申請者名義の通帳又は通帳の写し
- ＊(1)、(2)、(4)の申立書は窓口でお渡しできるほか、柏崎市ホームページからダウンロードできます。

## 7 助成決定

承認・不承認は、後日お知らせします。



柏崎市ホームページ



### 【申請・問い合わせ】

柏崎市子育て世代包括支援センター  
(柏崎市子育て支援課家庭支援係)  
柏崎市栄町 18-26 元気館内  
☎20-4215